

# 神戸市立墓園・墓地の返還について

本市が管理している墓園施設を返還（墓じまい）する場合は、以下の手続きを行って下さい。

届出者は、使用者（名義人）となります。但し、使用者が死亡している場合は代理人から届出をして下さい。

## ○ 墓地年間使用料の納付

届出の年度（4月から翌年3月）までの年間使用料を納付して下さい。

（月割りの制度はありません。4月～7月末までの届出の方は、納付書未発行（8月発行）のため、各管理事務所へ連絡して下さい）。

## ○ 改葬の申請

納骨されている遺骨を他の墓地等へ移して下さい。申請後、許可証を発行しますので、改葬先での納骨の際に提出して下さい。

## ○ 墓石等の撤去

使用している区画の墓石等を撤去し、更地にして下さい。

撤去した石材や残土は適切に処分して下さい。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- 1 返還手続きの流れ
- 2 届出にあたっての注意事項
- 3 手続きに関する問い合わせ先

## 返還手続きの流れ

使用者本人の場合は A 代理人の場合は B となります。

### A. 使用者（名義人）が届出する場合の提出書類

#### （1）返還の届出

- ① 「墓園施設返還届書」（実印を押印して下さい）
- ② 「墓園使用許可書」（見当たらない場合は「墓園使用許可書紛失届」）
- ③ 印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- ④ 委任状（業者に手続きを委任する場合のみ実印を押印し、提出して下さい）

（2）墓地年間使用料の領収書の北° - （8月末以降で既に納付されている場合は不要です）

（3）改葬の申請（1体につき1部必要。ただし、2体以上でかつ改葬先が同一の場合、継続用紙の使用可。手数料は1体につき300円。郵送の場合84円切手）

「埋葬・埋蔵・収蔵証明申請書」・「改葬許可申請書」（複写式）

ホームページからプリントアウトする場合は、それぞれ印刷して下さい。

#### （4）墓石等の撤去工事の届出

- ① 施工届書（施工の7日前までに管理事務所へ提出して下さい）
- ② 施工場所確認書（写真添付。業者のみ、社印を押印して下さい）
- ↓ <工事施工>
- ③ 工事完成届書
- ④ 完成写真台紙

### B. 使用者（名義人）が死亡しており、代理人から届出する場合の提出書類

#### （1）返還の届出

- ① 「墓園施設返還届書」（代理人の実印を押印して下さい）
- ② 「墓園使用許可書」（見当たらない場合は「墓園使用許可書紛失届」）
- ③ 代理人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- ④ 「申立書」（代理人の実印を押印して下さい）
- ⑤ 使用者の死亡記載のある戸籍謄本
- ⑥ 使用者と代理人の続柄・関係を証明する戸籍謄本など
- ⑦ 代理人の現在の戸籍謄本（発行後6ヶ月以内のもの）
- ⑧ 委任状（業者に手続きを委任する場合のみ実印を押印し、提出して下さい）

（2）墓地年間使用料の領収書の北° - （8月末以降で既に納付されている場合は不要です）

（3）改葬の申請（1体につき1部必要。ただし、2体以上でかつ改葬先が同一の場合、継続用紙の使用可。手数料は1体につき300円。郵送の場合84円切手）

「埋葬・埋蔵・収蔵証明申請書」及び「改葬許可申請書」（複写式）

ホームページからプリントアウトする場合は、それぞれ印刷して下さい。

#### （4）墓石等の撤去工事の届出

- ① 施工届書（施工の7日前までに管理事務所へ提出して下さい）
- ② 施工場所確認書（写真添付。業者のみ、社印を押印して下さい）
- ↓ <工事施工>
- ③ 工事完成届書
- ④ 完成写真台紙

## 届出にあたっての注意事項

- 神戸市のホームページに返還手続きに関する説明と届書様式を掲載しています。  
各種届書を印刷し、必要事項を記入、押印して提出していただくことができます（郵送可）。
- 返還手続きを石材業者に委任される場合は委任状に記入、押印（実印）して下さい。
- 改葬許可の申請について  
改葬許可の申請は、管理事務所に納骨の届出がなされている方に限られます。  
実際には納骨されていても、届出がなされていないと改葬の許可は出来ませんので、その場合は新たに納骨の届出をしたうえで改葬許可の申請をして下さい。  
返還にあたっては、あらかじめ納骨（埋蔵）記録について各墓園管理事務所にお問い合わせ下さい。
- 返還の手続きに添付していただく印鑑登録証明書は1通です。  
（工事に係る届出に新たに印鑑登録証明書を添付していただく必要はありません。）
- 2ヶ所以上の区画を同時に返還しようとする場合は、添付書類（印鑑登録証明書、戸籍謄本など）は1通で結構です。
- 本市の墓園、墓地に関する工事の指定業者はありません。
- 返還する区画が傾斜地にあるなど、基礎部分の撤去の範囲などがわかりにくい場合は、各墓園管理事務所に事前にご相談下さい。
- 石碑や基礎部分の撤去工事にあたっては、周囲の石碑などを損傷しないよう、充分注意して施工して下さい。もし破損した場合は、すみやかに事務所へ連絡して下さい。  
また、基礎部分を撤去した後、隣接する区画に影響が出ないように、セメントやモルタルで撤去後の面が崩壊しないよう必要な措置をして下さい。

市立墓園に関する各手続きなどについては、神戸市のホームページを参照して下さい。

神戸市墓園管理センター

検索

## 手続きに関する問い合わせ先

### ○ 鶴越墓園管理事務所

鶴越墓園、追谷墓園、魚崎墓地、小林墓地、荒神山墓地、西平野墓地に関するお問い合わせ

電話 (078) 621-5667

所在地 〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1

### ○ 舞子墓園管理事務所

舞子墓園、垂水墓地に関するお問い合わせ

電話 (078) 782-2975

所在地 〒655-0031 神戸市垂水区舞子陵1-1

### ○ 西神墓園管理事務所

電話 (078) 961-2460

所在地 〒651-2312 神戸市西区神出町南字美濃谷614